

国海環第115号
令和元年12月25日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局海洋・環境政策課長
石原 彰



「海洋汚染等防止法検査心得」等の一部改正について

標記について、「海洋汚染等防止法検査心得」、「海防汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書検査の方法」及び「海防汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書検査関係事務取扱要領」の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、ご了知頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

海洋汚染等防止法検査心得等の一部改正について

1. 背景

硫黄酸化物（SOx）放出規制は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「海防法」という。）第 19 条の 21 第 1 項の規定に基づき、低硫黄分濃度の燃料油を使用することが原則とされるが、海防法第 19 条の 21 第 2 項の規定に基づく硫黄酸化物放出低減装置（以下「EGC 装置」という。）を使用する際には、使用原則の適用が除外されることとなっている。

EGC 装置の技術基準については、すでに平成 30 年 1 月 10 日付け国海環第 126 号「海洋汚染等防止法検査心得等の一部改正について」等により、MEPC.259(68)として決議された IMO ガイドラインの内容を国内法令体系に取入れている。

今般、2019 年 5 月に開催された第 74 回海洋環境保護委員会において MEPC.1/Circ.883 として策定された「EGC 装置に故障その他の異常が生じた場合の一時的な取扱いに関するガイダンス」に関し、当該一時的な取扱いの内容を国内法令体系に取入れるとともに、その他硫黄酸化物（SOx）放出規制の円滑な運用に必要となる事項を規定するため、海洋汚染等防止法検査心得等の改正を行うものである。

2. 改正概要

2.1. 「海洋汚染等防止法検査心得」の改正

MEPC.1/Circ.883「EGC 装置に故障その他の異常が生じた場合の一時的な取扱いに関するガイダンス」（別添）に規定される以下の事項を取入れるための改正を行う。

- (1) EGC 装置の使用に関する手引書に記載されるべき内容（技術基準省令第 43 条の 2 第 2 項関係）
- (2) EGC 装置等に故障その他の異常が生じた場合に記録簿に記録されるべき内容（技術基準省令第 43 条の 2 第 2 項関係）
- (3) EGC 装置に故障その他の異常が生じた状態が一定時間継続した場合に地方運輸局等へ報告するべき内容（検査規則第 44 条第 1 項第 3 号関係）
- (4) EGC 装置に故障その他の異常が生じた状態が一定時間継続した場合にとるべき措置（施行規則第 12 条の 17 の 6 の 2 関係）

2.2. 「海防汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書検査の方法」の改正

EGC 装置を使用して初めて航行の用に供するときに行う検査については、同検査の方法附属書 [7] に規定されている。当該検査のうち、船外に排出される洗浄水の硝酸塩分析の結果確認は、分析証明書等の書面で行うことになるが、分析機関による分析証明書等の交付までには一定期間を要することが見込まれる。当該期間中、船舶が受検中の状態で航行に従事できるよう措置することが求められており、また、検査申請された地方運輸局長の管轄区域外に航行することとなる

場合であって、航行後に洗浄水の硝酸塩分析の結果確認を受けようとする際には、当該区域を管轄する地方運輸局長に検査の引継ぎ又は委嘱を要するなど一定の事務処理が発生することとなる。

今般、受検者の利便性向上に資するため、分析証明書等の書面のみで結果確認を行う場合の手続きについては、船舶の所在地にかかわらず、検査申請された地方運輸局長においても執行及び処理できるよう改正を行う。(別紙参照)

2.3. その他

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準に関する省令に適合する EGC 装置が設置された船舶に交付する海洋汚染等防止証書の条件欄に記載する例及び国際大気汚染防止証書に記載する番号取得の事務取扱等に関する修正を行う。

3. 公布・施行日

公布：令和元年 12 月 25 日

施行：令和元年 12 月 25 日

硫黄酸化物放出低減装置を初めて設置する船舶の法定検査の取扱いについて

1. 燃料油の使用に関する規制の概要

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 19 条の 21 第 1 項では、日本籍船に限らず全ての船舶は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 11 条の 10 の基準に適合する燃料油（以下「基準適合燃料油」という。）を使用しなければならないことが規定される。

また、法第 19 条の 21 第 2 項では、船舶は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 11 条の 11 の基準に適合する燃料油を使用する場合に、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（以下「技術基準省令」という。）第 43 条の 2 の基準に適合する硫黄酸化物放出低減装置（以下「EGC 装置」という。）を設置し、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第 12 条の 17 の 6 の 2 に定めるところにより使用（技術基準省令第 43 条の 2 第 2 項の手引書に従って使用）するときは、法第 19 条の 21 第 1 項の規定が適用されないこととしている。

さらに、法第 19 条の 21 第 5 項では、試験、研究又は調査のためにする船舶における燃料油の使用で承認を受けてするものについても、法第 19 条の 21 第 1 項の規定が適用されないこととしている。

(1) EGC 装置の検査

EGC 装置を使用して初めて航行の用に供する総トン数 400 トン以上の船舶は、当該 EGC 装置について、「新造船」又は「大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の区分（以下「大気区分」という。）の海洋汚染等防止証書の交付を受けていない現存船」（以下「現存船 A」という。）にあつては大気汚染防止検査対象設備の第 1 回定期検査を、「大気区分の海洋汚染等防止証書の交付を受けている現存船」（以下「現存船 B」という。）にあつては定期検査又は臨時検査を受検（以下受検する検査を「初回検査」という。）することとなる。

初回検査では、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（以下「検査規則」という。）第 8 条第 1 項第 19 号の 2 の規定により準備された EGC 装置及び技術基準省令第 43 条の 2 第 2 項の手引書について、「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書 検査の方法」（以下「海防法検査の方法」という。）[2] 201 の規定に基づき海防法検査の方法附属書 [7] 及び同附属書 [8] に従い、手引書に関する検査、EGC 装置の設置確認、EGC 装置の効力試験を行うこととなる。

(2) 試験、研究又は調査のために使用する燃料油にかかる承認

試験（EGC 装置に係る法定検査のための試運転を含む）、研究又は調査のために基準適合燃料油以外の燃料油を使用する場合、施行規則第 12 条の 17 の 6 の 3 に従い承認申請書等を地方運輸局長に提出し、承認証の交付を受けなければならない。

2. 初回検査の取扱いについて

初回検査では、海防法検査の方法附属書 [7] に従い技術基準等への適合性を確認することとなる。技術基準適合性を確認するための運転では基準適合燃料油以外の燃料油を使用して実施することが

求められているものではないが、当該燃料油を使用して技術基準適合性を確認することは、放出規制への適合をより確実にするものである。

このため、基準適合燃料油以外の燃料油を使用して試運転することを受検者が要望する場合には、当該試運転について法第 19 条の 21 第 5 項に基づく免除規定を適用することとしている。

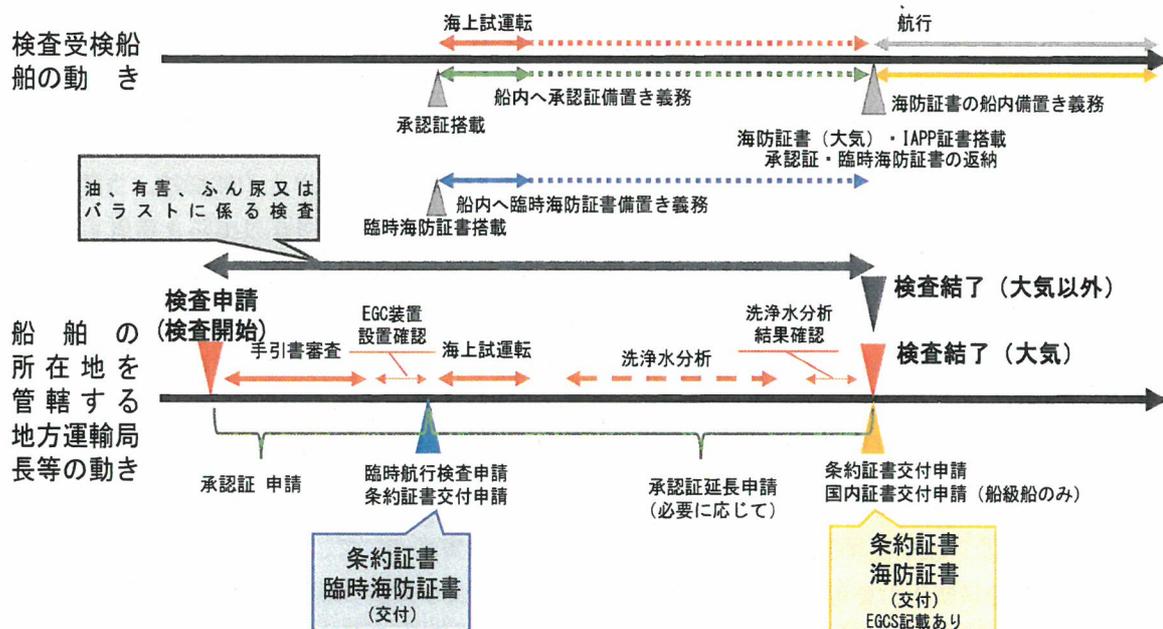
ここで、令和 2 年 1 月 1 日以降に EGC 装置を使用して初めて航行の用に供する際の初回検査について、次のとおり取扱うこととする。

(1) 新造船

① 日本籍船

(i) 建造造船所における EGC 装置の技術基準適合性の確認において、洗浄水の硝酸塩分析の結果確認まで実施した後、EGC 装置を使用して初めて航行の用に供する場合
通常の法定検査の運用どおりとして差し支えない。

なお、海上試運転の際、基準適合燃料油以外の燃料油を使用する場合にあっては、承認申請（施行規則第 12 条の 17 の 6 の 3）させ、承認したときは承認証を交付すること。



(ii) 建造造船所における EGC 装置の技術基準適合性の確認において、洗浄水のサンプル水採取まで実施し、硝酸塩分析の結果確認を行わず、受検中の状態で航行の用に供する場合

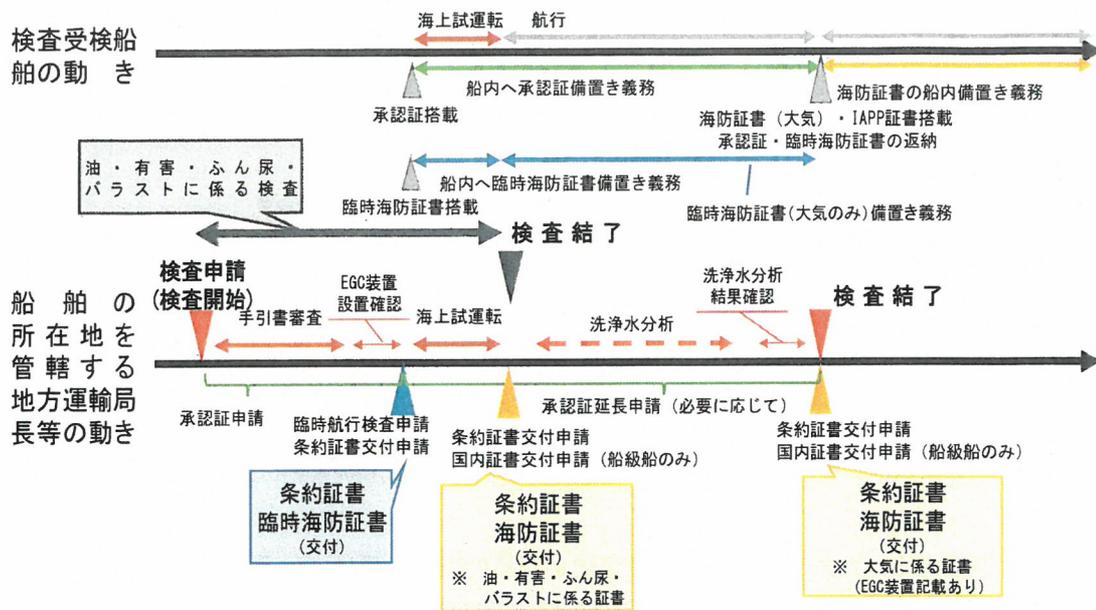
大気汚染防止検査対象設備に係る第一回定期検査は受検中の取扱いとし、洗浄水の硝酸塩分析の結果確認までの間は、臨時に航行の用に供するものとして大気区分の臨時海洋汚染等防止証書を交付すること。

また、この間、基準適合燃料油以外の燃料油を使用する場合にあっては、承認申請させ、承認したときは承認証を交付すること。

大気区分以外の区分の検査対象設備については航行の用に供するまでに第一回定期検査を結了し、海洋汚染等防止証書を交付すること。

なお、EGC 装置以外の大気汚染防止検査対象設備（原動機・揮発性物質放出防止設備・船舶発生油等焼却設備・揮発性物質放出防止措置手引書）については、大気区分以外の区分に

についての第一回定期検査を結了するまで併せ、技術基準適合性を確認しておくこと。



② 日本籍以外の船舶（日本国内の造船所で建造されるものに限る。）

日本国内の造船所で建造される外国籍船は、当該船舶の旗国となる国の国籍取得までの間、造船所が船舶所有者となるため、日本籍船と同様の取扱いとなる。

洗浄水の硝酸塩分析の結果確認の実施時期により、①(i)又は(ii)のいずれかと同様な取扱いとすること。

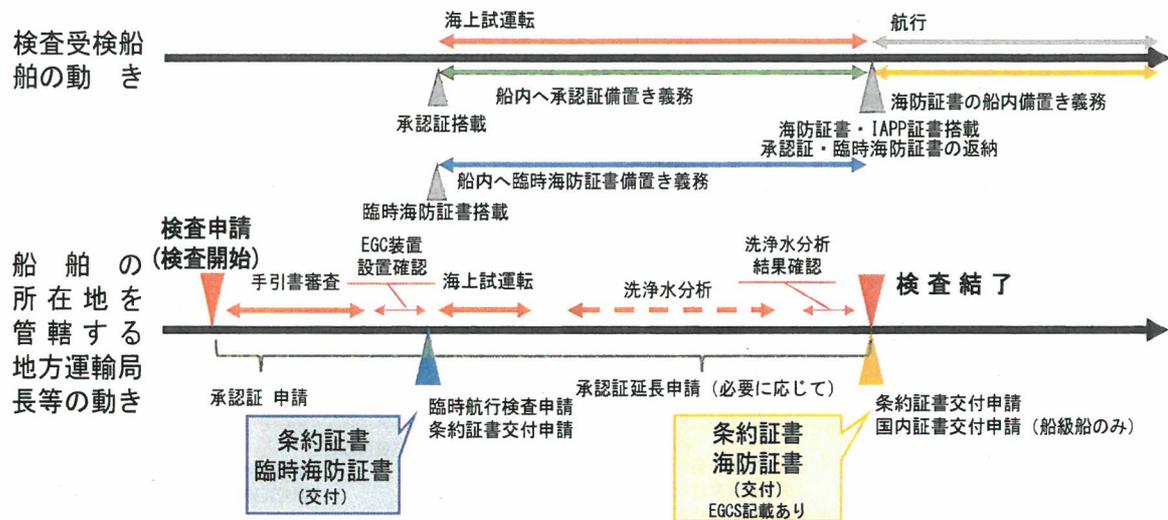
(2) 現存船

① 現存船 A（大気区分の海洋汚染等防止証書の交付を受けていない現存船）

当該船舶は、大気汚染防止検査対象設備に係る第一回定期検査の受検となる。

洗浄水の硝酸塩分析の結果確認の実施時期により、(1)①(i)又は(ii)のいずれかと同様な取扱いとすること。

なお、オゾン層破壊物質を含む設備が平成 17 年 5 月 19 日に現に設置されている国際航海に従事する船舶であって立入検査に基づいて交付された IAPP 証書を受有するものは、同証書の有効期間が、法第 19 条の 43 第 3 項に基づき、EGC 装置の初回検査で交付される大気区分の海洋汚染等防止証書の有効期間の満了する日までとなることから、書換手続きを要することに留意すること。



② 現存船 B (大気区分の海洋汚染等防止証書の交付を受けている現存船)

大気区分の海洋汚染等防止証書の交付を受けている現存船にあっては、臨時検査又は定期検査での受検となる。

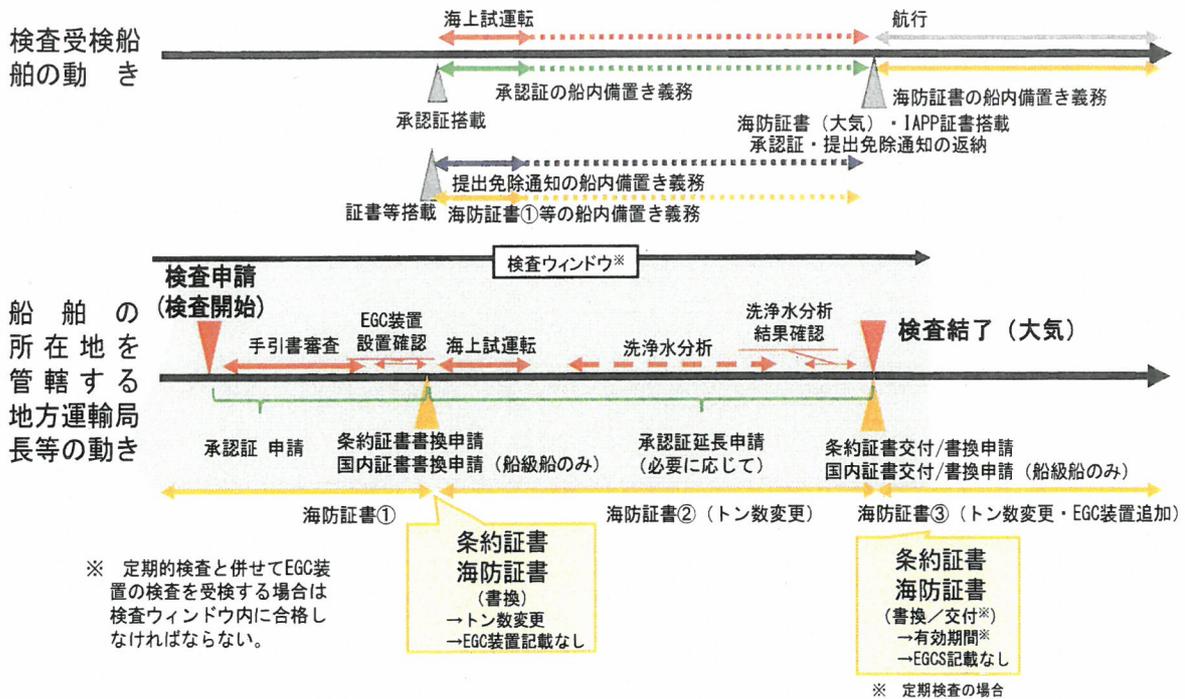
ただし、定期検査において受検する場合、洗浄水の硝酸塩分析の結果確認の実施時期までの間が検査ウィンドウによる受検期間の制限を受けることに留意すること (※注参照)。

また、洗浄水の硝酸塩分析の結果確認までの間、航行の用に供する場合は、海洋汚染防止等証書の提出免除を通知するとともに、基準適合燃料油以外の燃料油を使用する場合にあっては、承認申請させ、承認したときは承認証を交付すること。

中間検査と同時に受検する場合は、臨時検査申請を要する。

なお、EGC 装置の設置によりトン数が増える場合、トン数変更について証書を書換したうえで証書の提出免除を通知すること。

※注：洗浄水の硝酸塩分析の結果確認の実施時期が検査ウィンドウを超える場合、大気区分の海洋汚染等防止証書の有効期間が満了するため、海洋汚染等防止証書の提出免除による航行は不能となる。この際、大気区分以外の区分については新海洋汚染等防止証書の交付を受けることとなるが、大気区分については定期検査未了であるため、新海洋汚染等防止証書の交付は受けられず、臨時海洋汚染等防止証書の交付を受けたうえでの航行となることが考えられる。



③ 日本籍以外の船舶（日本国内の造船所でレトロフィット工事を実施するものに限る。）

日本国内で EGC 装置のレトロフィット工事を実施する外国籍船は、法第 19 条の 50 の特例により初回検査の受検は非適用となる。

また、技術基準適合性が確認されていない EGC 装置の使用して海上試運転する際、基準適合燃料油以外の燃料油の使用する場合にあっては、旗国より MARPOL 条約附属書 VI 第 3 規則（免除）が適用される旨のレター等の交付を受けていることが確認されることで、承認証の交付は要しないこととする。

なお、令和 2 年 1 月 1 日以降、基準適合燃料油以外の燃料油を日本国内の燃料油供給者から入手しようとする場合、揮発油等の品質の確保等に関する法律の規定上、基準適合燃料油以外の燃料油の購入する際の資料として承認証は認められるが、当該旗国より交付を受けたレター等については、認めていないため、承認証の交付を要することに留意すること。

○海洋汚染等防止法検査心得 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行	備考
I 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令 第1章～第10章 (略)	I 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令 第1章～第10章 (略)	
第11章 大気汚染防止検査対象設備	第11章 大気汚染防止検査対象設備	
41.0(a)～42.0(b) (略)	41.0(a)～42.0(b) (略)	
<u>(硫黄酸化物放出低減装置の基準)</u>	(新設)	
43-2.2(a) 本項の「その他の当該装置の使用に関する必要な事項」には、以下の内容を含む。 (1) 故障その他の異常が生じた場合、その原因の特定のために確認すべき事項 (2) 故障その他の異常の特定後、その復旧のために講じるべき措置に関する事項 (3) 排出ガスの硫黄酸化物の濃度が基準値を一時的に超過する可能性がある典型的な運転条件に関する事項 (b) 本項の「当該硫黄酸化物放出低減装置の保守及び整備」には、以下の内容を含む。 (1) 硫黄酸化物放出低減装置に故障その他の異常が生じた場合、その内容、発生日時、復旧のために講じた措置及び当該措置後に必要となった措置 (2) 記録装置に故障その他の異常が生じた場合、その内容及び使用している燃料油の硫黄分濃度 (c) 本項の「硫黄酸化物の低減に使用した洗浄水の管理の状況」には、監視記録装置に故障その他の異常が生じた場合、その内容及び使用している燃料油の硫黄分濃度を含む。	(a) (1) MEPC.1 / Circ. 883 スクラバーの故障時の指針 (以下「指針」という) 4 (2) 指針4 (3) 指針8 (b) (1) 指針5 (2) 指針11 (c) 指針11	
II 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する規則 第1章～第3章 (略)	II 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則 第1章～第3章 (略)	
第5章 雑則	第5章 雑則	
43.0(a) (略)	43.0(a) (略)	

改正後	現行	備考
<u>(報告等)</u>	<u>(報告書)</u>	誤字修正
44.1(a)～(d) (略) 44.1.3(a) 硫黄酸化物放出低減装置に、1時間以上にわたり継続する又は繰り返す故障その他の異常が生じた場合、その内容、発生日時、復旧のために講じた措置及び当該措置後に必要となった措置を記入した事故等報告書を提出させること。	44.1(a)～(d) (略) (新設)	(a) 指針12
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則関係検査心得	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則関係検査心得	
第2章の4 (略)	第2章の4 (略)	
第2章の6 船舶からの排出ガスの放出規制 <u>(硫黄酸化物放出低減装置の使用方法)</u>	第2章の6 船舶からの排出ガスの放出規制 (新設)	
12-17-6-2.0(a) 故障その他の異常が生じた場合、技術基準省令第43条の2第2項の手引書に従って速やかに復旧を試みること。この場合において、法第19条の21第1項第2号の規定にある「引き続き当該燃料油の使用による硫黄酸化物の放出を防止するための可能な一切の措置」とは、上記の復旧を試みること及び1時間以内に復旧できない場合の航路の変更や運航の遅延を生じない範囲での基準適合燃料油への速やかな切り替えをいう。 なお、1時間以内に復旧できない場合には、検査規則第44条第1項及び検査規則検査心得44.1.3(a)に基づき地方運輸局長への報告をしなければならぬ。	(新設) (新設)	(a) 指針6 船舶の損傷その他やむを得ない原因により基準適合燃料油以外の燃料油を使用した場合において、引き続き当該燃料油の使用による硫黄酸化物の放出を防止するための可能な一切の措置をとったときは、燃料油硫黄分等の規制の適用除外が認められている (法第19条の21第1項第2号)。
第4章～附属書 [1] (略)	第4章～附属書 [1] (略)	
附属書 [2] 硫黄酸化物の放出による大気汚染の防止に関する試験等のための船舶における燃料油の使用に係る承認について (略)	附属書 [2] 硫黄酸化物の放出による大気汚染の防止に関する試験等のための船舶における燃料油の使用に係る承認について (略)	
I. 陸上における試験等の成果により硫黄酸化物の放出による大気汚染を防止する効果が見込まれ、かつ、試験等のために基準適合	I. 陸上における試験等の成果により硫黄酸化物の放出による大気汚染を防止する効果が見込まれ、かつ、試験等のために基準適合	

改正後	現行	備考
<p>燃料油以外の燃料油を使用する合理的な理由のある場合の承認に係る取扱い</p> <p>1. 承認申請書の提出</p> <p>施行規則第12条の17の6の3の規定による地方運輸局長（<u>施行規則第41条第3項第1号下欄の地方運輸局長及び同条第5項の運輸支局長等の長をいう。</u>以下同じ。）への承認申請書の提出については、以下のとおり取り扱うこと。</p>	<p>燃料油以外の燃料油を使用する合理的な理由のある場合の承認に係る取扱い</p> <p>1. 承認申請書の提出</p> <p>施行規則第12条の17の6の3の規定による地方運輸局長（<u>運輸監理部長、運輸支局長、海事事務所長、沖縄総合事務局長又は運輸事務所長を含む。</u>以下同じ。）への承認申請書の提出については、以下のとおり取り扱うこと。</p>	<p>申請先の明確化</p>

○海防汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書検査の方法

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行	備考
<p>附属書 [7] 硫黄酸化物放出低減装置の検査要領 (略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 検査の方法</p> <p>(1) 検査スキーム 次のいずれかの方法により検査を行う。</p> <p>① (略)</p> <p>② スキーム B 連続確認装置を備え付けた EGC 装置について定期的検査又は臨時検査を行う方法。 (略)</p> <p>(3) 定期的検査又は臨時検査</p> <p>① EGC 装置の初回検査に係る定期的検査または臨時検査</p> <p>1. 業務要領に基づき低減量確認がなされたこと及び EGC 装置に対し硫黄酸化物放出低減装置承認証が交付されていることを確認する (スキーム A が選択された場合に限る。)</p> <p>2. 手引書検査要領に基づき、硫黄酸化物放出低減装置取扱手引書を検査する (スキーム B が選択された場合に限る)。</p> <p>3. 硫黄酸化物放出低減装置取扱手引書に従って EGC 装置が船舶に設置されていることを確認する。</p> <p>4. 硫黄酸化物放出低減装置取扱手引書 (スキーム A が選択された場合に限る。) 及び船上監視手引書並びに本要領に基づき、EGC 装置が技術基準等に適合していることを確認する。</p> <p>※ EGC 装置の基準適合性の確認において、洗浄水分析は分析機関に依頼されることから、洗浄水分析の結果確認のみ後日実施されることが一般的な取扱いになると考えられる。このとき、当該船舶は硫黄酸化物放出低減装置の初回検査において検査未了としたまま航行に供される場合があるが、洗</p>	<p>附属書 [7] 硫黄酸化物放出低減装置の検査要領 (略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 検査の方法</p> <p>(1) 検査スキーム 次のいずれかの方法により検査を行う。</p> <p>① (略)</p> <p>② スキーム B 連続確認装置を備え付けた EGC 装置について定期的検査又は臨時検査を行う方法。 (略)</p> <p>(3) 定期的検査又は臨時検査</p> <p>① EGC 装置の初回検査に係る定期的検査または臨時検査</p> <p>1. 業務要領に基づき低減量確認がなされたこと及び EGC 装置に対し硫黄酸化物放出低減装置承認証が交付されていることを確認する (スキーム A が選択された場合に限る。)</p> <p>2. 手引書検査要領に基づき、硫黄酸化物放出低減装置取扱手引書を検査する (スキーム B が選択された場合に限る)。</p> <p>3. 硫黄酸化物放出低減装置取扱手引書に従って EGC 装置が船舶に設置されていることを確認する。</p> <p>4. 硫黄酸化物放出低減装置取扱手引書 (スキーム A が選択された場合に限る。) 及び船上監視手引書並びに本要領に基づき、EGC 装置が技術基準等に適合していることを確認する。 (新設)</p>	<p>EGC 装置の設置に係る初回検査における洗浄水分析の確認に関する検査の合理化</p>

改正後	現行	備考
<p>浄水分析の結果確認は、通常、書面により実施されることとなるため、船舶の所在地に関わらず、EGC装置の設置又は基準適合性の確認を実施した地方運輸局長において実施されることとして差し支えない。</p> <p>② EGC装置の2回目以降の検査に係る定期的検査又は臨時検査 上記①4.の検査を行う。</p>	<p>② EGC装置の2回目以降の検査に係る定期的検査又は臨時検査 上記①4.の検査を行う。</p>	

○海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書検査関係事務取扱要領 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行	備考
1. 関係書類	1. 関係書類	
1.1 (略)	1.1 (略)	
1.2 海洋汚染等防止証書	1.2 海洋汚染等防止証書	
1.2.1～1.2.7 (略)	1.2.1～1.2.7 (略)	
1.2.8 「条件」の欄には、法第19条の37第8項の規定により付した必要な条件を次の例により記載すること。 この場合において、記載事項が多いため、欄内に記載することが困難な場合には、適宜別紙を使用して記載し、条件の欄には「別紙」と記載し、地方運輸局長印を付して海洋汚染等防止証書に添付すること。	1.2.8 「条件」の欄には、法第19条の37第8項の規定により付した必要な条件を次の例により記載すること。 この場合において、記載事項が多いため、欄内に記載することが困難な場合には、適宜別紙を使用して記載し、条件の欄には「別紙」と記載し、地方運輸局長印を付して海洋汚染等防止証書に添付すること。	
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)	
(4) 大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に係る海洋汚染等防止証書	(4) 大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に係る海洋汚染等防止証書	
<u>(例1) 技術基準省令第43条の2の技術上の基準に適合する硫酸化物放出低減装置を船舶に設置している場合</u>	<u>(例1) 硫酸化物放出低減装置を船舶に設置している場合</u>	記載条件の明確化
「法第19条の21の基準適合燃料油以外の燃料油は、次のいずれにも該当するとき以外の使用を禁止する。 1. 設置した硫酸化物放出低減装置を海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令第43条の2第2項の手引書に従って使用するとき 2. 使用する燃料油が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第11条の11の基準に適合するものであるとき」	「法第19条の21の基準適合燃料油以外の燃料油は、次のいずれにも該当するとき以外の使用を禁止する。 1. 設置した硫酸化物放出低減装置を海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令第43条の2第2項の手引書に従って使用するとき 2. 使用する燃料油が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第11条の11の基準に適合するものであるとき」	
(例2) (略)	(例2) (略)	
(5) (略)	(5) (略)	
1.2.9～1.2.13 (略)	1.2.9～1.2.13 (略)	
1.3・1.4 (略)	1.3・1.4 (略)	
1.5 国際海洋汚染等防止証書	1.5 国際海洋汚染等防止証書	

改正後	現行	備考
<p>表紙と同じ記載をして返却すること(当該記録簿の基準はない)。 なお、船級船にあつては、船級協会により承認することとする。 〔例〕2018年3月1日関東運輸局において検査を受けた場合 (略)</p> <p>(移設)</p> <p>1.9.2 (略)</p> <p>1.10 試験等の承認証</p> <p>次に掲げる有害水バラストの排出による海洋の汚染又は窒素酸化 物若しくは硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試 験、研究又は調査に係る承認証の交付については、以下のとおり取 り扱うこと。なお、交付に当たっては、検査心得 II 附属書 [3] 又 は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則心得附属書 〔1〕若しくは附属書 [2] を参照し、遺漏なきよう取り扱われたい。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 法第 19 条の 21 第 5 項の規定に基づく、硫黄酸化物の放出によ る大気の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のための船舶にお ける燃料油の使用に係る承認証</p> <p>(イ)～(ニ) (略)</p> <p>(ホ) 「有効期間」の欄は、以下のように記載すること。</p> <p>① (略)</p> <p>② 同心得附属書 [2] II.3 に掲げる承認証にあつては、承認 申請書の「試験、研究又は調査の計画期間」欄に記載されてい る期間を記載することとし、地方運輸局長が特別の事情がある と判断した場合を除き 30 日を超えないこと。ただし、承認を 受けようとする船舶に対して臨時海洋汚染等防止証書が交付 される場合においては、当該証書の有効期間と同一の有効期間 として差し支えない。</p> <p>(へ)～(リ) (略)</p> <p>(別紙 29)</p>	<p>表紙と同じ記載をして返却すること(当該記録簿の基準はない)。 (移設)</p> <p>〔例〕関東運輸局において、2018年3月1日に承認した場合 (略)</p> <p>なお、船級船にあつては、船級協会により承認することとする。</p> <p>1.9.2 (略)</p> <p>1.10 試験等の承認証</p> <p>次に掲げる有害水バラストの排出による海洋の汚染又は窒素酸化 物若しくは硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試 験、研究又は調査に係る承認証の交付については、以下のとおり取 り扱うこと。なお、交付に当たっては、検査心得 II 附属書 [3] 又 は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則心得附属書 〔1〕若しくは附属書 [2] を参照し、遺漏なきよう取り扱われたい。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 法第 19 条の 21 第 5 項の規定に基づく、硫黄酸化物の放出によ る大気の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のための船舶にお ける燃料油の使用に係る承認証</p> <p>(イ)～(ニ) (略)</p> <p>(ホ) 「有効期間」の欄は、以下のように記載すること。</p> <p>① (略)</p> <p>② 同心得附属書 [2] II.3 (1)に掲げる承認証にあつては、承 認申請書の「試験、研究又は調査の計画期間」欄に記載されて いる期間を記載することとし、管海官庁が特別の事情があると 判断した場合を除き 30 日を超えないこと。ただし、承認を受 けようとする船舶に対して臨時海洋汚染等防止証書が交付さ れる場合においては、航行中可能な限り硫黄酸化物放出低減装 置を作動させることを条件に、当該証書の有効期間として差支 えない。</p> <p>(へ)～(リ) (略)</p> <p>(別紙 29)</p>	<p>事務取扱要領 1.8 の記載順 にそろえる修正。</p>
	<p>引用先の番号の誤記修正</p> <p>不明瞭な条件の削除及び有 効期間の明確化</p>	

改正後	現行	備考
(別紙30) (別紙31)	(別紙30) (別紙31)	
1.11～附属書 [1] (略)	1.11～附属書 [1] (略)	
2. 帳簿	2. 帳簿	
2.1 地方運輸局が備える帳簿は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略)	2.1 地方運輸局が備える帳簿は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略)	硫黄酸化物放出低減装置が技術基準省令に適合していると確認した際に、番号を採番する管理簿の整備。
(3) <u>硫黄酸化物放出低減装置番号管理簿 (第7号様式)</u> <u>硫黄酸化物放出低減装置を船舶に搭載し、初めて航行の用に供する際に受検する検査において当該硫黄酸化物放出低減装置が技術基準省令第43条の2の技術上の基準に適合していることを新たに確認し、当該船舶に海洋汚染防止証書又は国際大気汚染防止証書を交付したときに記載する。</u> (4) <u>承認証交付簿 (第8号様式)</u> <u>法第17条第2項第5号の承認証、法第19条の4第1項第2号の承認証、法第19条の21第5号の承認証を交付したときに記載する。</u>	(新設)	承認証を交付した際に記載する交付簿の整備
5. 報告書	5. 報告書	
5.1 (略)	5.1 (略)	
5.2 <u>硫黄酸化物放出低減装置の設置の報告</u> <u>硫黄酸化物放出低減装置を船舶に搭載し、初めて航行の用に供しようとするときに受検する検査において当該硫黄酸化物放出低減装置が技術基準省令第43条の2の技術上の基準に適合することを新たに確認し、当該船舶に海洋汚染防止証書又は国際大気汚染防止証書を交付した場合については、硫黄酸化物放出低減装置番号管理簿の写し (第7号様式) を、海事局海洋・環境政策課環境渉外室担当者宛に電子メールにより連絡すること。</u>	5.2 <u>硫黄酸化物放出低減装置の設置の報告</u> <u>船舶に設置された硫黄酸化物放出低減装置の初回の検査において当該硫黄酸化物放出低減装置が技術基準省令第43条の2の技術上の基準に適合することを新たに確認し、当該船舶に海洋汚染防止証書又は国際大気汚染防止証書を交付する場合には、当該硫黄酸化物放出低減装置に係る下記の(1)から(7)までの事項を、海事局海洋・環境政策課環境渉外室担当者宛に電子メールにより連絡すること。</u>	硫黄酸化物放出低減装置を設置した際に本省へ報告する事項を「硫黄酸化物放出低減装置番号管理簿」にまとめたことによるもの。
(削除)	(1) 設置した船舶の国際海事機関船舶識別番号 (2) 設置した船舶の海洋汚染防止証書又は国際大気汚染防止証書の交付日	

改正後	現行	備考
<p>なお、船級船にあっては、上記の連絡と併せて船級協会から提出された<u>硫黄酸化物放出低減装置の技術基準適合性を証する書類</u>の写しの電子データを海事局海洋・環境政策課環境渉外室担当者宛に電子メールにより送付すること。</p> <p>第1号様式から第8号様式</p>	<p>(3) <u>製造者名</u> (4) <u>型式</u> (5) <u>硫黄酸化物放出低減装置を使用する燃料油燃焼装置の種類</u> (主機・補機・ボイラ等) (6) <u>スキームA・スキームBの別</u> (7) <u>オーブシムループ方式・クローズドループ方式・ハイブリッドループ方式の別</u></p> <p>なお、船級船にあっては、上記の連絡と併せて船級協会から提出された<u>硫黄酸化物放出低減装置の検査に係る鑑定書の写しの電子データを海事局海洋・環境政策課環境渉外室担当者宛に電子メールにより送付すること。</u></p> <p>第1号様式から第6号様式</p>	<p>第7号様式及び第8号様式については、別添</p>

○硫黄酸化物放出低減装置の低減量確認等業務要領

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行	備 考
<p>I・II (略)</p> <p>III 事務取扱要領関係</p>	<p>I・II (略)</p> <p>III 事務取扱要領関係</p>	
<p>1.・2. (略)</p> <p>3. 硫黄酸化物放出低減装置承認証の記載 本要領 II 「低減量確認等の方法関係」により基準に適合する場 合には、硫黄酸化物放出低減装置承認証(第 7 号様式)を交付するこ と。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 硫黄酸化物放出低減装置取扱取引書及び硫黄酸化物放出低減 記録簿の表紙に、検査事務取扱要領 1.9.1 に準じて記載すること。</p> <p>[例] (略)</p>	<p>1.・2. (略)</p> <p>3. 硫黄酸化物放出低減装置承認証の記載 本要領 II 「低減量確認等の方法関係」により基準に適合する場 合には、硫黄酸化物放出低減装置承認証(第 7 号様式)を交付するこ と。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 硫黄酸化物放出低減装置取扱取引書及び硫黄酸化物放出低減 記録簿の表紙に、検査事務取扱要領(8)「硫黄酸化物放出低 減装置取引書の検査要領」1.8.1 に準じて記載すること。</p> <p>[例] (略)</p>	<p>参照先の番号の誤記修正</p>

MEPC.1/Circ.883 (21 May 2019)

EGCS の監視装置の故障時及び EGCS がガイドライン(決議 259(68))に適合しない
場合に推奨される措置に関するガイダンス
(仮訳)

システムの故障

- 1 排ガス浄化装置(EGCS)の故障は、7 節及び 8 節の短時間の一時的な排出値の超過及び 9 節から 11 節のセンサー異常時に暫定的に規制適合が示されている場合を除き、排出値の超過をもたらすあらゆる状態をいう。
- 2 不具合の兆候(警報発生等)があれば直ちに、船舶はその不具合を特定及び修理するための措置を講じることが求められる。
- 3 船舶運航者は、不具合を特定及び修理するため、EGCS の認証時に承認された EGCS 取扱手引書又は EGCS メーカーから提供されたその他の文書に記載の手順に従うことが求められる。
- 4 EGCS メーカーによって指定される問題解決の手順には、システムが適切に作動しないことやシステム異常に対して調整及び/又は修理により対処する必要性を、合理的な時間内で特定する方法を記載していることが求められる。この手順には、警報を作動させる要因、その他 EGCS の不具合(ポンプ流量等)の兆候、並びに問題解決の手順を記載する。その手順において、最低限以下の項目を含めることが求められる。
 1. 船舶運航者が不具合を特定する際に利用するチェックリスト
 2. 特定後、その不具合を解消するために取られるべき措置のリスト
- 5 EGCS の不具合が発生した場合、不具合が起きた日時、当該不具合の解決のために講じた措置、及びその後必要となった措置を EGCS 記録簿に記載されることが求められる。
- 6 是正できないシステムの不具合は、不慮の故障と見做される。EGCS が 1 時間以内に基準に適合している状態に復旧できない場合、船舶は規制適合油に切替えることが求められる。船舶が規制適合油を所持していない、又は、所持していたとしても十分な量ではない場合、規制適合油を補油するため、あるいは、復旧作業を実施するための取るべき措置について、旗国政府を含む関連当局に相談し合意を得ることが求められる。

短時間の超過

7 短時間における一時的な排出値の超過は、EGCS への排ガス流量の急激な変化に対する EGCS の動的応答によって生じ得る適用される排出比の超過である。一時的に排出比の規制値を超過する排出値が計測される可能性がある。これは、(排ガス流量の急激な変化による)監視装置及び EGCS の一般的な動的応答である。また、EGCS の不具合が発生していなくても、センサーの読み取りから装置の応答までの間に、連続排出監視装置の警報が作動する可能性がある。従って、記録された出力における短時間の急上昇は、必ずしも基準値を超過する排出を意味するものではなく、即ち規則違反として見做されない。

8 短時間の一時的な排出値の基準値の超過が発生し得る典型的な運転条件については、EGCS の認証時に承認される EGCS 取扱手引書に明記されていることが求められる。

センサー故障時の適合性を示す暫定的な表示

9 一定の燃料油中の硫黄分濃度と一定の洗浄水流量と機関負荷の比における運転状況下において、2015 年 EGCS ガイドライン (MEPC.259(68)) に従って監視される全ての監視パラメータ (排出比、洗浄水の pH 等) は、ある程度の相関関係にある。一つのパラメータが変化する場合、その他のパラメータも必ず変化する。

10 この相関関係は、機器の不具合の指標にもなり得る。即ち、単一のセンサーの信号にずれがある、又は表示されない場合、その他のパラメータへの影響が、そのセンサーの不具合によるものであるか、又は、EGCS 自体の性能の変化として表示されるものであるのかを読み取ることができる可能性がある。他のパラメータが正常なレベルを継続して示している場合は、排ガスと排水が許容値である場合において、不適合ではなく単一の機器のみの不具合であることを示している。

11 排ガス又は排水 (pH, PAH, 濁度) の監視装置に不具合が生じた場合、船舶は適合を証明するための暫定的な表示の記録を残すことが求められる。この記録文書及び行動には以下の内容が含まれることが求められるが、これらの項目に限定されるものではない。

1. EGCS の他の性能に関して記録された全ての関連データが、不具合が発生する直前のものと一致していることを確認するため、手動又は自動で記録したデータを使用してよい;
2. 船舶運航者は、不具合が発生した時点から、影響を受ける燃料油の燃焼機関に使用される燃料油の様々なグレードの硫黄分濃度を記録することが求められる;

3. 船舶運航者は、監視装置の不具合を記録し、(スキーム A の場合は)適合運転を示すために適切と考えられる全てのパラメータを記録することが求められる。この記録は、当該不具合が復旧されるまでの間、基準への適合性を証明する代替の記録として利用できる;
4. 不具合が発生した監視装置は可能な限り早急に修理又は交換が行われることが求められる

関連当局への通知

12 1 時間以上継続する又は繰り返す EGCS の不具合については、船舶運航者から旗国政府及び港湾当局に対して、故障に対処するために取る手順の説明とともに報告されることが求められる。旗国政府および港湾当局は、EGCS の不具合に対する適切な措置(措置を講じないことを含む)の判断のため、これらの情報及びその他の関連する状況を考慮に入れることができる。

